

亀山市公告第86号

公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を行うので、次のとおり公告する。

令和4年10月3日

亀山市長 櫻井 義之

1 業務概要

(1) 業務名

亀山市公共施設LED化推進事業

(2) 業務内容

亀山市公共施設LED化推進事業公募型プロポーザル事業仕様書及び募集要項（以下「要項」という。）のとおり

(3) 契約方式

賃貸借契約 期間10年（120か月）

2 参加形態

本事業に参加しようとする者は、リース事業者を含めた複数の企業の共同体とし、参加表明書の提出時に全構成員を明らかにして、本事業に係る連帯責任を負うものとする。また、想定する構成員は、次のとおりとする。

(1) リース役割 契約等諸手続を行い事業遂行全般の責を負う事業者

(2) 施工役割 工事に関する業務を実施する事業者

(3) 機器納入役割 使用する主な機器を製造し、その性能等の責を負う照明機器製造業者

(4) 調査設計役割 調査・設計業務を実施する事業者

(5) その他の役割 (1) から (4) までに掲げる事業者のほか本事業に必要とされる事業者

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

(1) 代表者であるリース役割の事業者は、令和4年度亀山市競争入札参加資格者名簿において、業務「役務の提供等」営業種目「リース・レンタル」に登録されている者であること。

- (2) 施工役割の事業者は、令和4年度亀山市競争入札参加資格者名簿「電気工事」に登録されている者であること。
- (3) 調査設計役割は、同種のLED照明リース事業（調査設計業務を含むLEDリース事業）における調査設計役割としての実績を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）の規定による資格（指名）停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。ただし、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者を除く。
- (7) 過去1年間に市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 事業の代表者、役員（執行委員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

4 担当部署

〒519-0195

三重県亀山市本丸町577番地

総務財政部財務課契約管財グループ

電話 0595-84-5025

電子メール keiyakukanzai@city.kameyama.mie.jp

5 要項等の交付

(1) 交付開始日

令和4年10月3日（月）

(2) 交付方法

亀山市ホームページからのダウンロードによる。

(3) 交付書類

- ア 要項
- イ 機器・工事仕様書
- ウ 提案提出書類様式一式
- エ 対象施設一覧（別紙1）
- オ 事業スケジュール（別紙2）
- カ 公募型プロポーザル評価基準（別紙3）

6 参加表明書の提出等

- (1) プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書及び資格確認に必要な書類を提出しなければならない。

ア 提出期間

令和4年10月3日（月）から同月14日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 提出場所

4の担当部署とする。

ウ 提出方法

持参とする。

- (2) 参加表明書を提出した者のうち、参加資格要件を満たす者に対し、提案要請書を交付する。

7 提案書の提出

提案要請書の交付を受けた者は、提案書その他の要項に定める提出書類を提出しなければならない。

(1) 提出期間

令和4年10月17日（月）から同月28日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

4の担当部署とする。

(3) 提出方法

持参とする。

8 その他

- (1) 本プロポーザルの応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルの企画提案に係る報酬は、支給しない。
- (3) 提出された書類等は、企画提案者に返却しないものとする。
- (4) 企画提案書等の著作権は、原則として当該提案者に帰属するものとする。ただし、本市において受託候補者選定に伴う作業等の必要な範囲内において複製ができるものとする。
- (5) 選定の経過及び選定された候補者は、亀山市ホームページで公開することがある。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、亀山市情報公開条例（平成17年亀山市条例第19号）の規定により提出書類等を公開することがある。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱の規定による資格（指名）停止又は契約等の相手方となるものから当分の間排除する措置を行うことがある。
- (8) 参加者は、受託候補者選定後、本プロポーザルに係る要領等の内容について、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。
- (9) 本プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約内容等については提案内容を基本とするが、当該内容を確約するものではない。
- (10) 本業務の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) プロポーザル参加意思表明書の提出後の参加辞退は自由であり、辞退しても今後不利益となるような取扱いはしない。
- (12) 選定の経過及び選定された候補者は、亀山市ホームページで公開することがある。